

第3章 緊急時対応のための体制づくり



1 校内研修

- (1) 傷病者発生時対応訓練
- (2) アドレナリン自己注射薬(エピペン®)
練習用トレーナーの操作練習
- (3) 食物アレルギー対応に有用なツール
- (4) 緊急時対応に関する資料

2 ヒヤリハット事例

1 校内研修

まずは誤食をしないようにするべきですが、誤食または新規発症によるアナフィラキシーに対応できるように訓練を行う必要があります。

アナフィラキシーに対する唯一の治療薬はアドレナリンであり、必要な場合は迅速に使用する必要があります。学校現場で生命が危険な状態である場合に、救命の現場に居合わせた教職員がアドレナリン自己注射薬（エピペン®）を本人に代わって使用することは、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」《令和元年度改訂》において示されている内容（P 35～38）に即している限りは、医師法違反にはなりません。

【P 62～：エピペン®等に関する通知 参照】

（1）傷病者発生時対応訓練

- 各学校においては、毎年度当初、学校職員を対象に、傷病者発生時対応訓練を実施します。
- 実施の際は、「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」DVDを活用してください。応用例として、食物アレルギーの事例がありますので、以下のような場面を想定して、訓練を実施しましょう。

● 体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～DVD

傷病者：小3女子 食物アレルギーあり（原因食物：牛乳）
緊急時薬・エピペン®処方あり（ランドセルの中に常時保管）

場 所：教室、担任が在室

時 間：給食の時間

状 況：給食の時間中、自席で給食を食べていたところ、食べ始めて5分後に咳こみ、息苦しいと担任に訴えた。

（2）アドレナリン自己注射薬（エピペン®）練習用トレーナーの操作練習

- 各学校においては、毎年度当初（給食開始までに）、学校職員を対象に、練習用トレーナーの操作練習を実施します。
- 実施の際は、以下の資料を活用してください。

● アレルギー疾患対応資料（平成27年3月31日 教学健第5391号 通知）

資料1： 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版

資料2： 学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）

資料3： エピペン®練習用トレーナー

資料4： エピペン®練習用トレーナーの紹介のチラシ

資料5： 学校給食における食物アレルギー対応指針

(3) 食物アレルギー対応に有用なツール

1 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

(日本学校保健会)

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf



2 学校のアレルギー疾患に対する取り組み Q&A (日本学校保健会)

<https://www.gakkohoken.jp/themes/archives/40>

3 学校給食における食物アレルギー対応指針

(文部科学省 作成委員：座長 今井孝成、顧問 海老澤元宏)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_ics/Files/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf



4 アレルギー疾患対応資料 (DVD) 映像資料及び研修資料 (文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1355828.htm



5 食物アレルギーの診療の手引き 2023

(厚生労働科学研究 研究代表者：海老澤元宏)

<https://www.foodallergy.jp/wp-content/uploads/2024/04/FManual2023.pdf>



6 食物アレルギーの栄養食事指導の手引き 2022

(厚生労働科学研究班 研究代表者：海老澤元宏)

<https://www.foodallergy.jp/wp-content/themes/foodallergy/pdf/nutritionalmanual2022.pdf>



7 一般向けエピペンの適応（日本小児アレルギー学会） http://www.jspaci.jp/modules/membership/index.php?page=article&storyid=63
8 食物経口負荷試験実施施設一覧（食物アレルギー研究会 代表世話人：海老澤元宏） https://www.foodallergy.jp/ofc/
9 食物アレルギー診療ガイドライン 2021 ダイジェスト版 https://www.jspaci.jp/guide2021/index.html
10 食物アレルギーを正しく知ろう （独立行政法人 環境再生保全機構） https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/archives_28216.html



（４）緊急時対応に関する資料

- **食物アレルギー緊急時対応マニュアル**
- **学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン 要約版**
（平成27年2月 文部科学省・日本学校保健会）
- **さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【3訂版】**
（11 食物アレルギーによるアナフィラキシー）
- **さいたま市教育委員会危機管理マニュアル（抜粋）**

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

異変に気がついた子どもから目を離さない

迷ったらエビペン®を打つ！

助けを呼び、人を集める

ただちに119番通報

下の症状から重症度を判定し、速やかに行動する

全身の症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もろろ
- ☐ 尿や便をもらす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

消化器の症状

- ☐ 持続する強いお腹の痛み（がまんできない痛み）
- ☐ 繰り返し吐き続ける

目・口・鼻・顔面の症状

- ☐ 軽いお腹の痛み（がまんできる痛み）

皮膚の症状

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり
- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

緊急

上記の症状が1つでもあてはまる場合

受診

1つでもあてはまる場合

注意

1つでもあてはまる場合

①エビペン®を使用
②救急車を要請（119番通報）
→緊急時連絡先医療機関に連絡
→保護者に連絡
③その場で安静を保つ（*）
→立たせたり、歩かせたりしない
④その場で救急隊を待つ
⑤可能なら内服薬を飲ませる
*安静を保つ体位
◇ぐったり、意識もろろの場合、仰向けにして足を15～30cm高くする
◇吐き気・嘔吐がある場合、横向きに呼吸が苦しく仰向けになれない場合、上半身を起し後ろに寄りかからせる

①内服薬を飲ませ、エビペン®を準備
②速やかに医療機関を受診（救急車の要請も考慮）
③急速に進行する場合→「緊急」の対応
④座位にして会話をしながら観察すると、急変に対する判断・対応がしやすい

①内服薬を飲ませる
②「急速に進行する」又は「悪化が予想される」場合→「受診」「緊急」の対応
③少なくとも1時間は観察完全によくなるまで目を離さない

アドレナリン自己注射薬（エビペン® 注射液）の使用手順



- 1 青い安全キャップを上に向けて、片手でしっかりもつ。
- 2 もう片方の手で、青い安全キャップを外す。

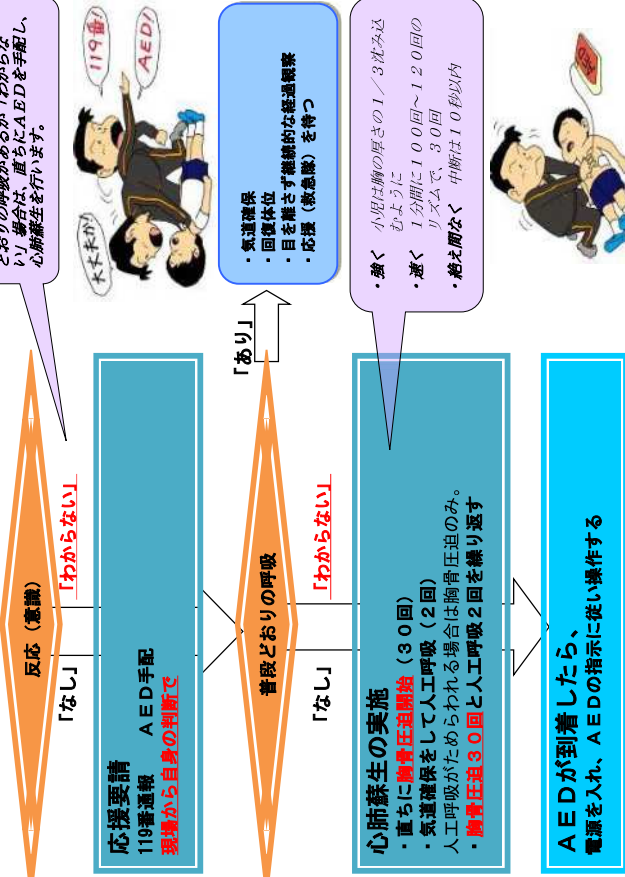


- 3 太ももの前外側に垂直になるようにオレンジの先端を強く押し付ける。
- 4 押し付けたまま、数秒待つ。



- 5 緊急の場合は、衣服の上からでも、注射できる。注射後オレンジのニードルカバーが伸びたことを確認する。

「傷病者発生時における判断・行動チャート」



- ◆**救急車への同乗**（当該児童生徒に最初に対応した教職員が同乗し、事故発生時からの状況を救急隊や医師に報告する。）
- ◆**最初に来た応援者が指揮命令者となり、対応にあたる教職員に役割分担を指示する。**
- ◆**管理職は現場到着した時点で指揮命令者と共に指揮命令にあたる。**
- ◆**他の児童生徒の混乱や動揺を抑えたと共に、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。**

③ 緊急時の対応

発見者＝観察

子供から離れず観察
助けを呼ぶ
緊急性の判断
エピペン®、AEDの
指示

アレルギー症状がある
(食物の関与が疑われる)

原因食物を食べた
(可能性を含む)

原因食物に触れた
(可能性を含む)

呼びかけに反応がなく、
呼吸がなければ心肺蘇生

緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

<緊急性が高いアレルギー症状>

全身の症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくい
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるようなせき
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強いせき込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

消化器の症状

- ☐ 我慢できない腹痛
- ☐ 繰り返し吐き続ける



これらの症状が
一つでもあれば

チームワークが大切

準備

- ☐ 緊急時の対応の準備
- ☐ エピペン®の準備
- ☐ AEDの準備

連絡

- ☐ 救急車の要請
- ☐ 管理職を呼び
- ☐ 保護者への連絡

記録

- ☐ 観察の開始時間
- ☐ エピペン®を使用した時間
- ☐ 5分ごとの症状
- ☐ 内服薬を飲んだ時間

その他

- ☐ ほかの子供への対応
- ☐ 救急車の誘導

○救急車を要請(119番通報)

○ただちにエピペン®を使用

○反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → AEDの使用

○その場で安静にする 立たせたり、歩かせたりしない!

安静を保つ体位



ぐったり、意識もうろうの場合

吐き気、おう吐がある場合

呼吸が苦しくあお向けにならない場合

○その場で救急隊を待つ

① ケースから取り出す



② 利き手でグーで握る



③ 青い安全キャップを外す

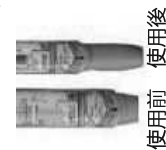


④ 太ももの外側に注射「カチッ」と音がするまで
押し当て、五つ数える



本人が注射できない場合
衣類の上からも
打つことができる
ポケットの中身を確認

⑤ オレンジ色のニードルカバー
がのびていることを確認する



使用前 使用後

エピペン®の使い方

※アドレナリン自己注射薬をエピペン®と表記

12 食物アレルギーによるアナフィラキシー

6月、A小学校の給食指導中に、児童Aが、全身に強いかゆみがあり、気分が悪く、むかむかした感じであると教員に訴えてきた。話をしている間に、児童Aはぐったりし、意識がもうろうとうとしてきた。アナフィラキシーが疑われる。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握
全身の症状、呼吸器の症状などを迅速に把握する。 →学校における食物アレルギー対応の手引き【3訂版】
救急車要請、応援要請
- その場から救急車の要請（119番通報）を行う。 - 教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡を指示）
応急手当、心肺蘇生法
- 症状の出た場所ですぐに安静にさせる。 - ショック体位（足側を15～30cm高くする姿勢）をとらせる。 - 軌道の確保を行う。（頭部後屈あご先拳上法等） - アドレナリン自己注射薬（エピペン®）が処方されている場合は、直ちに使用する。（使用した際は、時間を記録し、使用した旨を救急隊に伝え、使用済みの注射器を渡す。） - 反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。→ASUKAモデルP.3、P.8参照 - 移動する場合には、担架等を使用し、体を横にした状態で移動する。
指揮命令者による指示
- 指揮命令者が、対応に当たたる教職員に役割分担を指示する。 →ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照 - 対応について報告させ、状況について把握する。
救急車への同乗
第一発見者（状況を把握している者）が、救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。
情報の管理
児童の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡等

- 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や児童の状況（いつ、どこで、何を、何をした、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKAモデルP.10～11参照、ASUKAモデル解説P.16、P.19参照
- 管理職と担任は、速やかに病院に駆けつけ、児童Aを見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（健康教育課 ☎ 048-829-1679）
- 校長は、学校医に連絡し、指導・助言を受ける。

事後措置

- 第一発見者（最初に対応した教職員）等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。
- 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 原因、対応等を分析し、体制の見直しや研修を行う等、事故の再発防止策を講じる。
- 保護者に独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 児童の心のケアを行う。

【参考】

アナフィラキシーは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数かつ急激に出現した状態である。その中でも血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような重篤な状態をアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと死に至る可能性もある。また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず、運動や医薬品、蜂刺され等によっても起こる場合があることも知られている。

※しばらくして症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合があるので、保護者に迎えに来てもらい、症状を説明し、医療機関での受診を勧める。

○さいたま市教育委員会危機管理マニュアル(抜粋)

1 総記

(1) 目的

この危機管理マニュアルは、さいたま市危機管理指針、さいたま市緊急事態等対処計画等に定めるもののほか、教育委員会の所管に係る危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に対応し、市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全の確保並びに行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

(2) 危機の定義

危機とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）、あるいは、行政の信頼性を損なう事態をいう。

(3) 対応の基本方針

市民の救済、救護等を優先することとし、人的・物的被害の拡大の防止に努める。

① 部、課（室・所・館）及び学校の対応

ア 部

- ・危機が部内の複数の課等に及ぶ場合に、必要な調整、情報収集等を行う。
- ・危機と判断する場合には速やかに局危機管理補助者へ通報するとともに、必要な指示を受け、課（室・所・館）及び学校への連絡調整、報告の徴収等を行う。

イ 課（室・所・館）及び学校

- ・市民の救済、救護等を行う。
- ・人的、物的被害等の拡大を防止する措置を行う。
- ・情報収集に努め、部危機管理責任者（学校にあっては対応課所等）への報告、連絡等を行う。

② 課所等の対応

下頁の事件・事故等別所管課所一覧のとおり、危機の内容に応じて、所管課所等が対応することとし、必ず「2 報告等の体制」により報告し、指示を受ける。

③ 連絡方法

勤務時 通常の連絡手段や「さいたま市学校安心メール」等により連絡する。
夜間・休日 教育委員会事務局緊急連絡網や「さいたま市学校安心メール」等を使用して連絡する。

事件・事故等別所管課所一覧

第一類型（危機の内容）	第二類型（時間帯）	第三類型（原因）	所管課
① 学校施設設備の事件・事故等	－	－	学校施設管理課
② 教職員の事件・事故等	－	－	教職員人事課
③ 児童生徒の事件・事故等 ※詳細が不明なものは生徒指導課が聴き取りを行い、詳細が判明した時点で、該当する所管課へ引継ぎ	授業中 ※校外学習を含む	教科等の指導に係るもの 児童生徒間トラブルに係るもの 熱中症	教育課程指導課 生徒指導課 健康教育課
	給食、清掃中	給食、清掃の指導に係るもの	教育課程指導課
		児童生徒間トラブルに係るもの	生徒指導課
		熱中症、食物アレルギー	健康教育課
	休み時間中	熱中症、食物アレルギー	健康教育課
		上記以外	生徒指導課
	部活動中	部活動の指導に係るもの	教育課程指導課
		児童生徒間トラブルに係るもの	生徒指導課
		熱中症、食物アレルギー	健康教育課
	登下校中	交通事故	健康教育課
		上記以外	生徒指導課
		交通事故	健康教育課
	その他学校管理下外	上記以外	生徒指導課
		上記以外	生徒指導課
	－	－	健康教育課
		－	教育総務課
		－	各所管課

※表の①～④について、中等教育学校及び高等学校は高校教育課が所管する。

※表の③について、特別支援学校は特別支援教育室が所管する。

《報告・指示・調査フロー》

[illegible]

Two cartoon characters, one green and one yellow, are shown from the chest up. They are both wearing backpacks and holding a book together. The green character is on the left, and the yellow character is on the right. They are both smiling and looking towards the book. The green character has a backpack with a red and white design, and the yellow character has a backpack with a red and white design. They are both holding a book with a red cover and white text. The book is held in front of them, and they are both looking at it. The background is white.

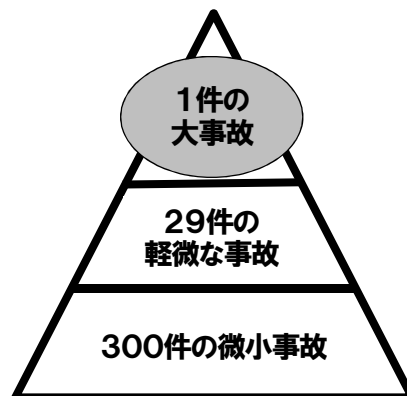
2 ヒヤリハット事例

「ハインリッヒの法則」は、大事故は突然起こるのではなく、1件の大事故が起こる背景には29件の軽微の事故があり、300件の微小事故が存在している、ということです。5000例の労災事故の分析から見出された法則です。

人間はもともとミスを犯しやすい動物であり、ヒューマンエラー（人間に起因する誤り、人為的なミス）は避けられません。指導の中で、事故には至らなかったけど、一歩間違えれば事故になった、危なかった、言い換えると「ヒヤリとした」「ハッとした」経験を「ヒヤリハット事例」として全体で共有し、大事故にしないよう対策を考え、実行し、以後の事故防止に努めましょう。

なお、ヒヤリハット事例は食物アレルギー対応の該当児童生徒が、原因食物を口にせずに済んだ事例です。原因食物を口にしてしまった場合は、誤食となります。（症状が現れなくても誤食です。）

ヒヤリハット事例が発生した場合は、教育委員会（健康教育課）へ「食物アレルギー ヒヤリハット報告書」（様式5）を提出してください。

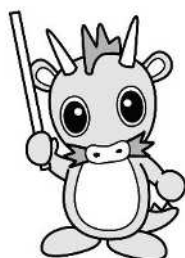


様式 5

食物アレルギー ヒヤリハット報告書

学校名	さいたま市立 けんこう 小 ・中・中等・特別支援学校			
報告者名	職名	教頭	氏名	さいたま 太郎
報告日時	31 年 3 月 1 日（金 曜日） [14 時 00 分]			
調理の形態	直営	委託（業者名： ）		
発生日時	31 年 3 月 1 日（金 曜日） [12 時 50 分]			
学年	2年生	気付いた職員	学校栄養職員	
原因食物	卵	料理名	炒り卵入り混ぜご飯	
発生場所	教室	活動内容	給食時間・その他（ ）	
発生状況 （時系列で記入）	12:45 卵アレルギーのある児童が、担任と一緒に除去食を給食室へ取りに来るようになっていたが、なかなか取りに来なかった。 12:50 学校栄養職員が教室へ確認に行ったら、該当児童が通常の給食を食べようとしていたので、除去食と交換した。			
〈検証〉 原因・問題点	・学級担任が当日の給食の対応内容について、当日の朝と配膳前に確認せず、給食配膳時に該当児童と一緒に給食室に行かなかった。 ・学年で会食前のダブルチェックをしていなかった。			
今後の 対策・改善点	・当日の食物アレルギー対応について、学年黒板に掲示し、朝、全学校職員で確認する。 ・学級担任等は、「会食前のチェックリスト」を用いて、アレルギー対応食が該当児童に届いたことを確認する。 ・該当児童生徒にアレルギー対応食が届いたことを、学年で確認してから会食を開始する。			
備考				

ヒヤリハット発生後
速やかにメールにて
報告してください。
送信票は不要です



※ ヒヤリハット発生後、速やかにメールにて報告してください。

健康教育課 受理日時	受理者
午前・午後 年 月 日 時 分	

さいたま市教育委員会学校教育部健康教育課
健康教育係 TEL 048-829-1679

..... 主な食物アレルギー対応段階におけるヒヤリハット事例とその対策

献立、詳細な献立表の作成・確認

- 食物アレルギー対応当日に、調理員が食物アレルギー対応の確認をしていたところ、「調理指示書」や「詳細な献立表」に、記載されていない対象者がいることに気付いた。



【対策】

- ◇ 「献立作成時のチェックリスト」を活用し、複数の教職員で確認する。
- ◇ 「食物アレルギー対応児童生徒一覧表」「調理指示書（調理業務詳細注文表）」「配合表」を照らし合わせて「詳細な献立表」に反映されているかを確認する。
- ◇ 保護者に詳細な献立表と加工食品の配合表を配付し、確認してもらう。

発注・検収時

- リニューアルされた加工食品を発注する際に、今まで食物アレルギーの原因食物を含んでいなかったのに原材料の表示を確認しなかった。検収時に内容表示を確認したところ、食物アレルギーの原因食物が表示されていることに気付いた。
- 食物アレルギーの原因食物を含まない食品を発注したが、食物アレルギーの原因食物を含む食品が納品された。
- 発注した食材が欠品だったため、別メーカーの商品が入荷されたが、食物アレルギーの原因食物が使用されている商品だった。



【対策】

- ◇ 「予定献立変更時のチェックリスト」を用いて、複数の教職員で確認を行う。
- ◇ 「調理開始時のチェックリスト」を用いて、複数の調理担当で確認を行う。
- ◇ 納品時の検収を複数の検収担当で確実にし、発注した食材が納品されているかを確認する。包装に内容表示がある場合は、内容を確認する。
- ◇ 加工食品がリニューアルされた場合は、配合表を取り寄せ、その内容を確認する。

調理

- 卵除去のアレルギー対応食（スープ）を作るために卵を入れる前に、アレルギー対応食分を取り分けるのを忘れてしまい、全て通常食を作ってしまった。
- 調理台にくるみが置いてあることを確認せずに、他の食品を近くに置いてしまい、くるみが混入しそうになった。



【対策】

- ◇ 食物アレルギー対応作業も明記した「調理指示書（調理業務詳細注文書）」「作業工程表」「作業動線図」を参照しながら、綿密な打合せを行い、担当者を決めて確認をする。
- ◇ 出来上がったアレルギー対応食には、蓋やラップをする。

配食

- アレルギー対応食の茶わん蒸しを2種類作った。(えび除去・ぎんなん除去) 表示を逆にしまい、誤ったアレルギー対応食を配食してしまった。喫食時に生徒が気づき、食べなかった。
- 除去食をワゴンに置く際、該当クラスの隣のクラスのワゴンに置いてしまい、そのまま教室に届いてしまった。隣のクラスの学級担任が、除去食が間違っ て置かれたことに気づき、該当クラスに届けた。



【対策】

- ◇ 一つの料理に対して、複数の除去食は作らない。
- ◇ 調理後に、食物アレルギーの原因食物の混入や取り違えが起きないように管理する。
- ◇ 「調理後のチェックリスト」「運搬前のチェックリスト」を活用し、事前に決めた時間・場所・方法(ダブルチェック、指差し、声出し等)で確認する。
- ◇ 分かりやすい表示を心がけ、配食先を間違えないようにする。

受け渡し

- 卵アレルギー対応のある児童が、アレルギー対応食を給食室に取りにくることになっていたが、なかなか取りに来なかった。学校栄養職員が教室に確認に行ったところ、通常食が配膳されていたため、アレルギー対応食と交換をした。



【対策】

- ◇ 確認・連絡用カードや、学級担任等への連絡表示等を活用し、食物アレルギー対応の有無を伝える。
- ◇ 受け渡し方法は、調理員と学級担任が連携し、直接手渡しする等、事前に決めておく、確実に受け渡しができるようにする。(学級担任不在時の対応方法について、決めておく。)

学級での配膳

- ピーナッツ除去対応の生徒に、教室ではピーナッツ味噌を配膳しないことになっていたが、間違っ て配膳してしまった。
- 児童本人には除去食が配膳されていたが、他児童の配膳が終わった後に、児童本人が除去食を減らした。その際に使用したトングに原因食物のカシューナッツが付着していた。児童の行動に気付いた学級担任が、カシューナッツの混入に気づき、食べるのをやめさせた。
- 弁当(持参した代替食)を職員室で保管していた。給食の時間に本人も学級担任も弁当を取りに行くのを忘れ、「食べない料理」が含まれた給食が配膳されていた。会食前のダブルチェックで気付いた。



【対策】

- ◇ アレルギー対応食は、本人と担任等とともに学級で一番初めに配膳を行い、トングなどからの混入を防ぐ。
- ◇ アレルギー対応食が該当児童生徒に届いたことを、学級担任とその他の学校職員で、ダブルチェックする。
- ◇ 喫食直前の学級担任による確認を、「詳細な献立表」を用いて、確実に行う。

会食時

- アーモンドアレルギーがある生徒が、アレルギー対応食以外の料理をおかわりしようとしたところ、通常食を提供されている生徒が、喫食前にアーモンド入りの料理の量を減らす際に、戻す食缶を間違えたため、アーモンドが混入した料理をおかわりしそうになった。
- 詳細な献立表をもとに、生徒が自分で原因食物（ピーナッツ）を除去していた。この日に提供されたピーナッツを大豆だと思い、生徒は食べられると判断していた。生徒がピーナッツを食べようとしているのを学級担任が気づき、食べないように指導した。



【対策】

- ◇ アレルギー対応食がある児童生徒のおかわりについて、学校としてのルールを決めておく。
- ◇ 会食前に本日の対応について、給食を見ながら、学級担任と本人で確認する。

片づけ

- 牛乳パック片づけ時に、牛乳が飛び散って、牛乳アレルギーのある児童の腕に付着しそうになった。
- 牛乳パックの洗浄時、決められた洗浄用の流し場ではないところで、洗浄をしようとしていたのを発見し、場所を変えるよう指導した。



【対策】

- ◇ 給食準備や片づけ、清掃などでも食物アレルギーの原因食物に触れないよう、学級担任は「会食前のチェックリスト」で確認し、該当の児童生徒に注意を促す。
- ◇ 該当児童生徒が食物アレルギーの原因食物に接触しないように配慮する。
- ◇ 周囲の児童生徒にも説明し、配慮できるように指導する。

